

*** 宇陀市社会福祉協議会 会計年度任用職員の登録受付 ***

会計年度任用職員とは、法改正により、これまで臨時職員として任用されてきた職員のこと、令和2年度から適用しています。

宇陀市社会福祉協議会では、会計年度任用職員として働くことを希望される人に、あらかじめ希望する職種や勤務時間及び曜日などを登録していただくものです。任用にあたっては、条件に合う方を選考し、面接審査などを経て決定します。【注意】登録した場合でも必ず任用されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

この登録とは別に、特別な事由がある場合は、社協広報誌（社協だより）、ホームページ、ハローワークなどを通じて募集することもあります。

◆ 業務内容	①保育士（療育教室） ②事務職補助 ③家計相談支援員（生活困窮者に対する相談支援業務：主に家計相談支援）
◆ 登録有効期間	令和5年3月31日（金）まで
◆ 任用開始日	令和3年4月1日（木）より
◆ 勤務日・時間	原則として月曜日から金曜日の週5日以内としますが、職種により異なります。 8：30～17：00以内
◆ 給料・賃金	①常勤職員（本会の規程による）、非常勤職員（1，120円～） ②常勤職員（本会の規程による） ③常勤職員（本会の規程による）
◆ 登録方法	必要な書類を添付の上、宇陀市社会福祉協議会事務局へ提出してください。（郵送可） 必要書類 ：①登録申請書、保育士または幼稚園教諭免許証の写し ②登録申請書 ③登録申請書、社会福祉主事修了証書の写し ※登録申請書は宇陀市社会福祉協議会にあります。ホームページからダウンロードすることもできます。
◆ 申込先 （問合せ）	宇陀市社会福祉協議会（☎0745-84-4116 IP☎0745-88-9202） 〒633-2221 宇陀市菟田野松井502番地（宇陀市中央公民館菟田野分館内）

登録から採用までの流れ

- 登録申請書を宇陀市社会福祉協議会へ提出。（登録）
- 登録された人の中から任用条件に一致する人を抽出し、試験の候補者を決定。
- 面接試験を実施し、結果を連絡。